

## 令和2年4月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	<del>(6番) 白石 悌二</del>	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

地区推進委員  
高岡 重盛 木崎 俊充 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一  
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、6番委員の1名が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。只今から、令和2年4月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、7番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が2議案で、案件が12案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字新並木、地目は田で1筆、面積は1,790㎡です。権利種別は3条の賃貸借で新規、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は1筆で15,000円になります。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がございましたので、引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>本人さんにお会いして確認してきました。記載されていますとおり間違いございません。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。それでは、1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権設定について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字佐土原、地目は田で 2 筆、合計面積は 4,268 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 1 年で賃借料は 338-3 番地が 17,650 円、339 番地が 10 a 当たり 10,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 8 番委員に報告をお願いします。</p>
8 番委員	<p>4 月 1 日に川辺地区推進委員と自宅に行きまして確認しましたところ、ここに記載のとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 8 番委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番と3番は、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。また、2番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
議長	<p>(2番委員退席)</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字中溝、八王、蜻木、地目は田で4筆、合計面積は5,045㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり25,000円です。続きまして、番号3、大字川辺字八王、地目は田で1筆、面積は1,562㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>4月4日に5番委員と確認しまして、記載されているとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで2番委員の入室を許可します。</p>
	<p>(2番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字別府原、地目は田で2筆、合計面積は6,096㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり10,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>2日と3日にそれぞれお会いしまして、再設定でもあり問題ありません。それと貸出人のほうは息子さんが作付を望んでいるとのことで、その時には返して欲しいとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字柳瀬字中洲、地目は田で1筆、面積は3,012㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。
7番委員	4月4日に柳瀬地区推進委員と確認しました。再設定であり、記載されているとおりに間違いございませんでした。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、6番についてですが、深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員退席)</p>
議長	それでは、6番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号6、大字柳瀬字陣之内、地目は田で2筆、合計面積は5,367㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米600kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。
1番委員	貸出人の方にお会いしまして、貸出人の方からぜひ作って欲しいとのことでしたので、ご報告いたします。
議長	ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。</p>
議長	<p>(深水地区推進委員入室・着席)</p> <p>次に、7番と8番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字四浦西字平川及び大字川辺字上廻、地目は田で4筆、合計面積は1,962㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米30kgです。続きまして、番号8、大字四浦西字平川及び大字川辺字上廻、地目は田で3筆、合計面積は3,778㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米30kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>4月4日に川辺地区推進委員と確認しまして、再設定もありますが新規についても玄米30kgで間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、9番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号9、大字川辺字大柳、地目は田で1筆、面積は1,638㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	5日に8番委員と一緒に本人さんとお会いしまして、記載のとおり間違いございませんでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、10番と11番は、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。また、3番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。
	(3番委員退席)
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号10、大字柳瀬字風呂前、地目は田で2筆、合計面積は7,615㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借



	<p>料は 10 a 当たり 15,000 円です。続きまして、番号 11、大字柳瀬字入口、檜木、風呂前、地目は田で 6 筆、合計面積は 6,347 m<sup>2</sup>です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 3 年で賃借料は全筆で玄米 450kg です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 1 番委員と柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>10 番については、再設定でもあり問題ありません。</p>
1 番委員	<p>11 番は、貸出人が病気になって、なかなか農業が難しいとのことで、息子さんが帰って来るまではお願いしたとのことです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 1 番委員及び柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 3 番委員の入室を許可します。</p> <p>(3 番委員入室・着席)</p>
議長	<p>これを持ちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 5 月 11 日 (月)、午前 9 時から</p>

議長	<p style="text-align: center;">閉 会</p> <p style="text-align: center;">それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
----	---

閉会：午前9時30分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年4月10日

相良村農業委員会

署名委員 5番 ㊟

署名委員 7番 ㊟